

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道白糠町

白糠町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道白糠町役場経済部経済課林業係
所在地 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
電話番号 01547-2-2171
FAX番号 01547-2-4659
メールアドレス tantaka@town.shiranuka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道白糠町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	デントコーン	34,098千円 284.2 h a
	牧草	183,367千円 5,284.0 h a
ヒグマ	デントコーン	79千円 10.0 h a
キツネ カラス タヌキ	野菜	— —
計		217,544千円 5,578.2 h a

(2) 被害傾向

① エゾシカ

エゾシカによる被害は、全町的に見られ、年間を通じて発生している。

特徴的な被害として、デントコーン、牧草の食害及び植林地の剥皮、角とぎによる幹折れ、若芽をかじられる等の被害が甚大となっている。

平成8年度から令和2年度の間803,097千円の費用をかけて防護柵（電気牧柵240Km、フェンス125Km）を設置したところである。

また、過去10年間（平成23年度から令和2年度）で135,146千円の費用をかけて37,946頭を捕獲したところであるが、被害は増加傾向にあり農林業被害のほか、交通事故、列車事故も含め被害区域は全町的に拡大している。

② ヒグマ

ヒグマによる被害は、山辺の人家周辺や農地に見られ、4月から10月にかけて発生している。特に飼料作物であるデントコーンの食害被害が多く見られ、平成13年度、平成17年度、平成29年度には人身事故も発生し、住民の尊い命を失っている。農村部の国道を横断するなど目撃情報も一向に減らない状況から、平成19年度より有害捕獲を実施している。

③ キツネ

キツネによる被害は、年間を通して全町的に見られ、農村部の牛舎への侵入被害だけでなく、市街地でも頻繁に出没している。

④ カラス

カラスによる被害は、野菜の農作物被害だけでなく、飼料作物への食害が増加している。また、牛舎へ侵入する被害も多く発生しており、乳牛に与えるストレスにより乳量への影響が懸念される。

被害区域は農村部だけでなく、市街地内の家庭菜園にまで全町的な広がりをみせている。

⑤ タヌキ

タヌキによる被害は、年間を通して全町的に見られ、農村部の牛舎への侵入被害だけでなく、市街地でも頻繁に出没している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額	217,465千円	152,226千円
	被害面積	5,568.2 h a	3,897.7 h a
ヒグマ	被害額	79千円	55千円
	被害面積	10.0 h a	0.7 h a
キツネ カラス タヌキ	被害額	—	—
	被害面積	—	—
計	被害額	217,544千円	152,281千円
	被害面積	5,578.2 h a	3,898.4 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① エゾシカ</p> <p>狩猟者と連携して捕獲体制の構築がなされてきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、銃器、わな（ライフル・散弾銃及びくくりわな）を用いて有害捕獲を行ってきた。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲後速やかに釧路広域連合清掃工場で焼却処理、一部食肉加工所（民間）にて食肉として利活</p>	<p>狩猟者の高齢化に伴い捕獲の担い手の育成・確保を促進し体制を強化していくことが課題である。</p>

	<p>用をしている。</p> <p>② ヒグマ 狩猟者と連携して捕獲体制の構築がなされてきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、銃器（ライフル・散弾銃）、はこわな（10基）を用いて有害捕獲を行ってきた。捕獲鳥獣の処理方法は、学術研究機関に一部検体提供をした後、釧路広域連合清掃工場で焼却処理若しくは一部食肉加工所（民間）にて食肉として利活用をしている。</p> <p>③ キツネ 北海道猟友会白糠郡支部会員等による銃器、はこわなを用いた有害捕獲を依頼。</p> <p>④ カラス 北海道猟友会白糠郡支部会員等による銃器を用いた有害捕獲を依頼。</p> <p>⑤ タヌキ 北海道猟友会白糠郡支部会員等による銃器、はこわなを用いた有害捕獲を依頼。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>平成8年度から平成12年度にかけて白糠町エゾシカ侵入防止対策事業を行い、事業者に補助を行った。</p> <p>平成25年度から平成29年度にかけて侵入防止柵の設置事業を実施した。</p> <p>令和2年度は、侵入防止柵の設置事業を実施した。</p>	<p>防護柵の耐用年数が過ぎていているものもあるため、破損箇所等についての調査、並びに再整備をしていくことが課題である。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>ヒグマの出没箇所及び注意喚起について、広報やホームページを使用し、普及啓発を実施。</p>	<p>ヒグマに対する注意力の低下があるため、意識向上に向けた取り組みが課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

① エゾシカ

これまで白糠町では、防護柵の設置をし、狩猟者と連携して捕獲中心の被害軽減対策が取られてきたが、過去5年の有害捕獲だけで年間4,100頭以上捕獲しているものの、生息数は横ばいで本町が属する北海道東部地域は依然として生息数が高い水準にあり、農林業被害も依然として甚大な状況である。

個体数の減少が農林業被害の減少に繋がるものと考えことから、北海道とも連携し、防護柵の再整備を図るとともに、生息数の適正な管理に向け捕獲に取り組む。

② ヒグマ

これまで白糠町では、狩猟者と連携しながら、人家周辺又は農地付近で被害の恐れがある場合に、はこわなの設置及び出動をもって有害捕獲に取り組んできた。今後も住民に対してヒグマの知識と危機意識の向上を図るため啓発活動をより一層強化するとともに、引き続き人家周辺及び農地に侵入する問題個体についてははこわな及び銃器により有害捕獲を行っていく。

③ キツネ

銃器、はこわなによる有害捕獲の実施。

④ カラス

銃器による有害捕獲の実施。

⑤ タヌキ

銃器、はこわなによる有害捕獲の実施。

※今後の計画

- ①捕獲と防護柵の両面での被害防止対策の強化を図る。
- ②捕獲に従事する狩猟後継者の育成促進・確保を図る。
- ③有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ④地域の意識改革による被害防除体制の確立に向けて取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年度に設立した「白糠町鳥獣被害対策協議会」において、関係機関相互の被害情報を共有化し連携を強化するとともに、有効な被害防止対策に向けて協議を行い、鳥獣被害対策実施隊の協力・支援により効果的な捕獲を

実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ ヒグマ キツネ カラス タヌキ	狩猟免許取得者の確保を図るため、より一層の普及活動を進めていく。
5年度	エゾシカ ヒグマ キツネ カラス タヌキ	狩猟免許取得者の確保を図るため、より一層の普及活動を進めていく。
6年度	エゾシカ ヒグマ キツネ カラス タヌキ	狩猟免許取得者の確保を図るため、より一層の普及活動を進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① エゾシカ

白糠町が属する北海道東部地域ではエゾシカの生息頭数が高い水準にあり、農林業に甚大な被害を及ぼしている。

(有害捕獲実績：30年度 4,358頭 / 元年度 4,006頭 / 2年度 5,224頭)

防護柵は設置済みであるが、破損箇所等の再整備に努め、農地に侵入するエゾシカについて令和4年度以降も継続して捕獲を行っていく。

捕獲計画頭数：60名×(一人当たり年間捕獲目標)100頭=6,000頭

② ヒグマ

近年、白糠町ではヒグマによる人間の活動域への侵入がみられるようになり、農業に多大な被害を及ぼし、人家付近での死亡事故も発生している。

(有害捕獲実績：30年度 6頭 / 元年度 1頭 / 2年度 3頭)

防護柵は設置済みであるが、破損箇所等の再整備に努め、人家付近及び農地に侵入するなど、危険であり捕獲が必要と判断される問題個体について捕獲を行うこととする。

③ キツネ

被害が増加しないよう、過去3カ年の実績を勘案し、捕獲目標を150頭に設定する。

(有害捕獲実績：30年度 95頭 / 元年度 201頭 / 2年度 92頭)

④ カラス

被害が増加しないよう、過去3カ年の実績を勘案し、捕獲目標を300羽に設定する。

(有害捕獲実績：30年度 245羽 / 元年度 157羽 / 2年度 380羽)

⑤ タヌキ

出没・被害情報を勘案し、被害の拡大を防止するため、キツネと同数の捕獲目標を設定する。

(有害捕獲実績：30年度 1頭 / 元年度 1頭 / 2年度 1頭)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	5,000頭	6,000頭	6,000頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	150頭	150頭	150頭
カラス	300羽	300羽	300羽
タヌキ	150頭	150頭	150頭

捕獲等の取組内容

① エゾシカ

新たに狩猟免許を取得する者を奨励するなど人材育成を図るとともに、銃器、くくり罠、囲いわなを使用し積極的に有害捕獲を行う。

② ヒグマ

銃器、はこわなを使用し、狩猟期以外に問題行動を起こす可能性のある個体について有害捕獲を行う。

③ キツネ

被害が集中する地区においてはこわな等による有害捕獲を行う。

④ カラス

被害が集中する地区において銃器による有害捕獲を行う。

⑤ タヌキ

被害が集中する地区において銃器及びはこわな等による有害捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【エゾシカ】

体格が大きく、警戒心が強いことから、より効率的な捕獲を行うため、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要とされる。

【ヒグマ】

体格が大きく、警戒心も強く、人への攻撃などの危険性もあることから安全かつ効率的な捕獲を行うため、殺傷力が高く、有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要とされる。

【取組内容】

エゾシカ、ヒグマ共に町内一円にて4月から翌年3月までとし、使用する際は矢先やバックストップの確認等安全面に配慮したうえで実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白糖町一円	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	4年度		5年度		6年度	
エゾシカ	金網柵	8,000m	金網柵	8,000m	金網柵	8,000m
ヒグマ	電気柵	900m	電気柵	900m	電気柵	900m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	受益者との連携による適正な管理	受益者との連携による適正な管理	受益者との連携による適正な管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ ヒグマ	防護柵の破損箇所等の把握と再整備を行う。 自助努力による被害防止への働きかけ。
5年度	エゾシカ ヒグマ	防護柵の破損箇所等の把握と再整備を行う。 自助努力による被害防止への働きかけ。

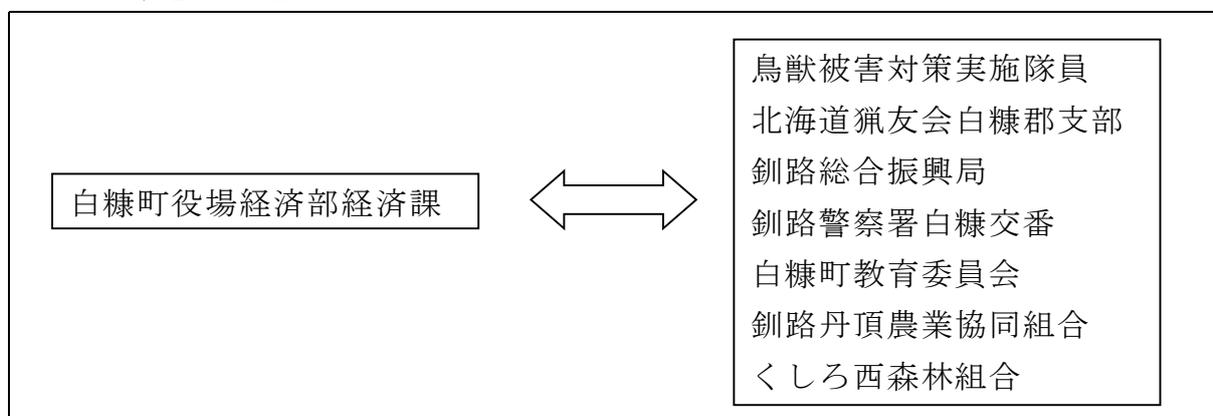
6年度	エゾシカ ヒグマ	防護柵の破損箇所等の把握と再整備を行う。 自助努力による被害防止への働きかけ。
-----	-------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白糠町役場経済部経済課	連絡・調整及び出動要請、各関係機関への情報提供、周辺地域への注意喚起
鳥獣被害対策実施隊員	被害の予防・警戒及び対象鳥獣の捕獲
北海道猟友会白糠郡支部	有害鳥獣関連の情報提供及び情報共有
釧路総合振興局	
釧路警察署白糠交番	
白糠町教育委員会	
釧路丹頂農業協同組合	
くしろ西森林組合	

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した有害鳥獣は、原則「持ち帰りとし、自家消費あるいは一般廃棄物として適切に処分する。なお、やむを得ず、持ち帰りが困難な場合などは、「埋設」による処理とする。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効に利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカはジビエとして食肉加工所において利活用を図る。
ペットフード	エゾシカはジビエとしてペットフード加工所において利活用を図る。
皮革	鹿皮等の有効的な利活用について、捕獲従事者間での活発な議論を期待する。
その他（油脂、骨製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	ヒグマは学術研究機関に検体提供を実施。

（２）処理加工施設の取組

本町には、民間企業が運営する食肉加工施設が３社あることから、捕獲したエゾシカの有効活用を積極的に推進する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	白糠町鳥獣被害対策協議会 (平成25年度設立)
構成機関の名称	役 割
白糠町役場経済部経済課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
釧路農業改良普及センター釧路中西部支所 釧路丹頂農業協同組合 白糠町農業委員会 白糠農業振興団体協議会 中山間地域等直接支払交付金白糠集落	営農（技術）指導、情報提供を行う。
くしろ西森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
北海道猟友会白糠郡支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕

	獲の実施を行う。
根釧西部森林管理署 釧路総合振興局森林室音別事務所	国有林及び道有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
白糠町議会	全般に関して情報交換等を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	鳥獣被害防止に関する情報提供、広域な調整。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員は、北海道から交付される狩猟者登録証を有し、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許、銃の所持許可を有する町内在住者または、一般社団法人北海道猟友会白糠郡支部等狩猟資格者により構成されている法人資格を有する団体に所属し、その所属長が特に必要であると推薦する者を任命し、現職公務員以外を非常勤職員とする。 ・実施隊員は、町長の指示により一斉捕獲事業等に取り組むものとする。
--

(4) その他被害防止策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

該当なし
